

## 入札公告

条件付一般競争入札を行うので、公立大学法人福島県立医科大学会計規程（平成18年4月1日基本規程第15号）第17条及び公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年6月24日

公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 鈴木 弘行

### 1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称及び数量  
病室用マットレス 120枚
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年3月31日
- (4) 納入場所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター  
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 契約細則第2条及び第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (3) 福島県（以下「県」という。）の定める「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査に関する要綱（昭和60年4月1日制定。）」第5条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、県の定める「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱（平成31年3月25日付け30出第2568号会計管理者通知）」第2条第1項の規定に基づく参加資格制限を受けていない者であること。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (6) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係

資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年7月8日(水) 午後5時まで
- (2) 提出場所 郵便番号 969-3492  
福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2  
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター  
事務局総務課予算経理係  
電話番号 0242-75-2100  
ファクシミリ 0242-75-2150

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター公式ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年6月24日(水)～令和8年7月8日(水)

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月15日(水) 午前11時

イ 場所 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 第4会議室

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 6 入札者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札日時に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 本公告に関する問い合わせ先

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

事務局総務課予算経理係

電話番号 0242-75-2100

ファクシミリ 0242-75-2150